

令和7年度アーバンスポーツによる地域活性化事業仕様書

1. 業務名

令和7年度アーバンスポーツによる地域活性化事業

2. 業務の目的

本市では、市民、地域、企業と共にプロスポーツチーム等との積極的な交流を図り、スポーツのまちとしてのブランドを高めるとともに、市民一人一人が誇りを持ち、愛着を感じることができ、まちづくりに取り組んでいる。また、大学生をはじめ多くの若者が暮らしているという本市の地域特性を活かし、アーバンスポーツの促進を通じて、新しい若者文化を創出し、魅力ある都市を目指している。

この取り組みの一環として、令和5年度より、「UBE URBAN SPORTS FES」を開催し、多くの市民がアーバンスポーツの魅力に触れる機会を提供してきた。引き続き開催する「UBE URBAN SPORTS FES 2025」では、より多くの世代が参加し、楽しめるイベントへと発展させるとともに、アーバンスポーツの本市における持続的な発展と地域の活性化を両立させ、都市の魅力を高め、健康で活力あるまちづくりを実現することを目的とする。

3. 委託期間

契約日から令和8年3月31日（火）まで

4. 業務の内容

アーバンスポーツを活用したまちづくり

恩田スポーツパークを中心として、アーバンスポーツの普及を通じた持続的なにぎわいの創出を「UBE URBAN SPORTS FES 2025」の開催を契機として、その可能性を広げることが目的とする。これを持続的な取り組みへと発展させ、多様な世代が継続的にスポーツに親しめる環境づくりを推進する。

(1) 「UBE URBAN SPORTS FES 2025」の企画・運営

「UBE URBAN SPORTS FES」とは、トップアスリートが参加するアーバンスポーツイベントであり、パルクール、スケートボード、ブレイキン、BMX、3x3などのアーバンスポーツのデモンストラーションや体験会を実施し、スポーツの振興に加えてにぎわいの創出を図り、地域活性化に寄与するイベントである。

「UBE URBAN SPORTS FES 2025」(予定)

会場：恩田運動公園（宇部市恩田町四丁目地内）野球場・陸上競技場の一部除く。

日時：令和7年10月13日（月・祝）10:00～17:00

提案については、下記事項を必須とする。恩田運動公園の特性を活かし、アーバンスポーツの魅力を最大限に発信するイベント設計を行うこと。

① 国内外の一流選手によるパフォーマンスショーの実施

BMX、スケートボード、ダブルダッチ等から複数種目提案すること。また、招致選手の概要と実現可能性を記載すること。

② 幅広い世代がアーバンスポーツを楽しむことのできる体験型コンテンツ

ダブルダッチ、パルクール、スケートボード等、複数種目を組み合わせること。

③ パルクールベースの障害物アトラクションの導入

参加者が気軽に挑戦できる障害物コースを設置し、タイム計測など、競技性をもたせつつ、安全管理を徹底すること。

④ アーバンスポーツローカル大会の開催

アーバンスポーツのローカル大会を開催し、地域のスポーツ文化の育成を促進する。大会形式、ルール設定、審判・運営スタッフの配置を適切に計画し、競技会の質を確保する。

⑤ イベント全体の概要案

プログラム、配置図、タイムスケジュール、各コンテンツのコンセプト、特徴、主なターゲット、内容を明記すること。

⑥ 自由提案

イベントの持続可能性や観戦環境の改善について、独自の提案があれば含めること。

(2) 同時開催イベントとの連携・調整

「スポーツコミッションフェスタ」および「スポちゃれ祭」との同時開催を調整し、来場者の回遊性を高める。イベント間でのコンテンツの連携やプログラム調整を行い、統一感のあるイベント運営を実施すること。

会場内の動線設計、交通管理、安全対策を含めた全体調整を行うこと。

(3) 広報業務

SNS や各種メディアを活用したプロモーション戦略を立案し、イベントの認知度を向上させること。

① インパクトのある広報戦略を提案すること。

② 年間を通じたPR 企画について創意工夫を凝らすこと。

③ 各種メディアへの露出戦略を提案すること。

(4) 運営及び周辺警備

会場内の安全管理、観客動線の整理、緊急対応計画を策定する。

参加者・観客・スタッフの安全確保を最優先とし、適切な運営体制を整備する。

交通規制や来場者案内に関する調整を行い、イベント運営の円滑化を図る。

(5) データ分析及び効果検証

来場者数、参加者属性、SNS での反響などを分析し、今後のイベント改善に活かす。

スポーツによる地域活性化の指標を設定し、UBE URBAN SPORTS FES 2025 の影響を可視

化する。

次年度以降のイベント運営に向けた提言を報告書にまとめること。

【提案事項に対する留意事項】

1. 魅力発信と体験に重点を置いたコンテンツとすること。
2. 入場料および体験コンテンツの参加料は原則無料とすること。
3. 体験会等について、事前申込制を導入する場合、利便性を考慮した募集方法を検討すること。また、当日参加も可能なコンテンツとすること。

5. 委託業務にかかる留意事項

- (1) 成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- (2) 受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 出演者等の調整は原則受託者が行うものとする。
- (4) 使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受託者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- (5) 成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- (6) 提案事業の実施にあたっては、事前に受託者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者は受託者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

6. 委託業務の一般原則

- (1) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (2) 受託者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、業務の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
- (5) 本業務の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属する。
- (6) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。
- (7) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

7. 委託業務の実施状況の報告

- (1) 受託者は、契約締結後、定期的に本業務の実施状況を書面により受託者に報告すること（報告様

式自由)。なお、イベントを実施する場合は、イベントごとの終了後に実施状況を書面により受託者に報告すること。

- (2) 受託者は、業務が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- (3) 発注者は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。
- (4) 記録写真の撮影等
 - ① イベントの様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、発注者に提出すること。なお、記録物は、発注者が市民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。
 - ② 提供方法は、電子データにより納品することとし、イベント実施後すみやかに提出すること。

8. 検査

- (1) 業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、委託者の検査を受けること。検査を行い、委託者の承認を得られない成果品は無効とする。
- (2) 業務完了期限前であっても、委託者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

9. 費用負担

- (1) 業務に必要な資材、器具、消耗品等はすべて受託者の負担とする。
- (2) 本業務に伴う光熱水費は求償しない。

10. 書類の保存

受託者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後10年間保存するものとする。

【委託完了後、発注者へ提出するもの】

受託者は、業務終了後、完了報告書（正副1部ずつ）及び成果物等の電子データを発注者に提出すること。（詳細は別途協議とする。）

11. その他

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- (2) 受託者は、業務開始時までに業務計画書（スケジュール）を発注者へ提出すること。
- (3) 受託者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- (4) 受託者は、見積の詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。
- (5) 発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する。契約締結及び事業実施に当たっては、必ず宇部市と協議を行いながら進めること。

- (6) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (7) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (8) 受託者は、原則として本業務の大半を第三者に再委託してはならない。
- (9) 天変地異による被災や感染症等の感染拡大状況等により、事業の中止または実施方法を変更する可能性が生じる場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (10) 本業務の履行にあたり必要となる資料等については、その都度委託者から提供する。受託者は、本業務において委託者から貸与される資料等について、受託者は資料の重要性を認識し、資料の破損、滅失及び盗難等事故のないように取り扱い、使用后、速やかに返却すること。
- (11) 受託者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- (12) 本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行すること。